



2025 年 4 月 25 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー
(コード番号：3479 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長 河 野 貴 輝
問合せ先 取締役 C F O 中 村 幸 司
(TEL. 03 - 5227 - 7321)

監査等委員会設置会社への移行、取締役候補の選任及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 5 月 30 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしました。また、これに伴いまして、本定時株主総会に、下記のとおり取締役候補の選任及び定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 取締役候補の選任

取締役 5 名全員及び監査役 3 名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役候補の選任及び監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事を下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本件につきましては、本定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
河野 貴輝	代表取締役社長 CEO 兼 COO	代表取締役社長 CEO	再任
長尾 宗尚	—	取締役 COO	新任
中村 幸司	取締役 CFO	同左	再任
元谷 芙美子	社外取締役	同左	再任
小林 栄三	—	社外取締役	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
曾我部 義矩	社外監査役（常勤）	社外取締役 監査等委員（常勤）	新任
長與 明子	社外監査役	社外取締役 監査等委員	新任
古瀬 智子	社外監査役	社外取締役 監査等委員	新任

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
渡邊 康平	社外取締役	補欠社外取締役 監査等委員	新任

(4) 退任予定取締役（本定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職	新役職	備考
辻 晴雄	社外取締役	—	任期満了

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①当社の事業活動の現状に即し、現行定款第2条の事業目的について、変更、追加及び削除を行うものであります。
- ②監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ③監査等委員会設置会社では定款に定めることで取締役会が重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となることから、より機動的な意思決定のために、この委任に関する規定の新設を行うものであります。
- ④機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案第41条(剰余金の配当等の決定機関)の新設等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

(3) その他

上記の他、条数の変更等、軽微な変更を行うものであります。

(4) 日程

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①定款変更のための株主総会開催予定日 | 2025 年 5 月 30 日 |
| ②定款変更の効力発生予定日 | 2025 年 5 月 30 日 |

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) <u>ウェブセミナー</u> の企画・運営事業	(2) <u>イベント</u> の企画・運営事業
(3) (条文省略)	(3) (現行どおり)
(4) <u>事務代行業</u>	(4) <u>BPO事業</u>
(5) <u>内装工事業</u>	(5) <u>建築工事、内装工事、電気工事、土木工事</u>
	<u>に関する企画、設計並びに監理業務</u>
<u>(6) 建築工事業</u>	(削除)
<u>(7) 電気工事業</u>	(削除)
<u>(8) 土木工事業</u>	(削除)
<u>(9) 建築、電気及び土木に関する企画、設計並びに監理業務</u>	(削除)
<u>(10) 飲食店の経営</u>	(6) 飲食店の <u>運営並びに運営受託業務</u>
<u>(11) 経営コンサルタント業</u>	(削除)
(12) (条文省略)	(7) (現行どおり)
<u>(13) インターネットにおける通信販売業</u>	(削除)
<u>(14) 携帯電話サイト及びインターネットサイトでの動画配信</u>	(削除)
<u>(15) 携帯電話サイト及びインターネットサイトの管理、運営と企画</u>	(削除)
<u>(16) 携帯電話サイト及びインターネットサイトによるビジネスのコンサルティング</u>	(削除)
<u>(17) プロモーションの企画、運営</u>	(削除)
<u>(18) マーケティング及びイベント開催の企画、支援及びコンサルティング事業</u>	(削除)
<u>(19) システムの設計、開発、メンテナンス</u>	(8) システムの設計、開発、メンテナンス <u>業務</u>
<u>(20) 広告代理業</u>	(削除)
<u>(21) 駐車場の経営</u>	(削除)
(22) ホテル、旅館 <u>及び飲食店</u> 等の運営並びに運営受託業務	(9) ホテル、旅館、 <u>宿泊研修施設、娯楽施設</u> 等の運営並びに運営受託業務
(23) 不動産売買、交換、賃貸 <u>及びその仲介</u> 並びに管理業務	(10) 不動産売買、交換、賃貸並びに管理業務
<u>(24) 不動産の所有と利用並びにコンサルタント</u>	(削除)
<u>(25) 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関</u>	(削除)

<u>する業務</u> (26) (条文省略) <u>(27) 花卉の販売に関する事業</u> (28) (条文省略) <u>(29) 家具の輸入及び販売</u> (30) ～ (31) (条文省略) <u>(32) 映画館の企画・開発・運営</u> (33) ～ (36) (条文省略) (新設) (37) (条文省略) 第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第20条 (員数) 当社の取締役は、8名以内とする。 第21条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使すること	(11) (現行どおり) (削除) (12) (現行どおり) (削除) (13) ～ (14) (現行どおり) (削除) (15) ～ (18) (現行どおり) <u>(19) 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> (20) (現行どおり) 第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第20条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、8名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第21条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使すること
---	--

ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 第22条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第23条（条文省略） 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （新設）	ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 第22条（任期） 取締役<u>（監査等委員である者を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である者を除く。）の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>5. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第23条（現行どおり） 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <u>第25条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定</u>
---	--

<u>第25条</u>（条文省略） <u>第26条</u>（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 <u>第27条</u>（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2．取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>第28条</u>（条文省略） <u>第29条</u>（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 <u>第30条</u>（条文省略） 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>第31条</u>（員数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>第32条</u>（選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> <u>第26条</u>（現行どおり） <u>第27条</u>（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 <u>第28条</u>（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2．取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 <u>第29条</u>（現行どおり） <u>第30条</u>（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。 <u>第31条</u>（現行どおり） 第5章 <u>監査等委員会</u> （削除） （削除）
--	--

<u>第33条（補欠監査役）</u> <u>当社は、会社法第329条第3項の定めにより、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u> <u>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
<u>第34条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第1項により選任された監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>	(削除)
<u>第35条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第36条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
<u>第37条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)

<u>第38条（監査役会議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>第39条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>第40条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>第41条（監査役の実任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> （新設） （新設） （新設） 第6章 会計監査人	（削除） <u>第33条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> （削除） （削除） <u>第34条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤監査等委員を定めることができる。</u> <u>第35条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> <u>第36条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> 第6章 会計監査人
--	---

<u>第42条～第43条</u>（条文省略） （新設） 第7章 計算 <u>第44条</u>（条文省略） （新設） <u>第45条</u>（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 <u>第46条</u>（中間配当） <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u> <u>第47条</u>（条文省略） （新設）	<u>第37条～第38条</u>（現行どおり） <u>第39条</u>（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</u> 第7章 計算 <u>第40条</u>（現行どおり） <u>第41条</u>（剰余金の配当等の決定機関） <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> <u>第42条</u>（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> （削除） <u>第43条</u>（現行どおり） <u>附則</u> <u>（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u> <u>第20回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</u>
---	--